

# 入院医療費の計算方法のご案内

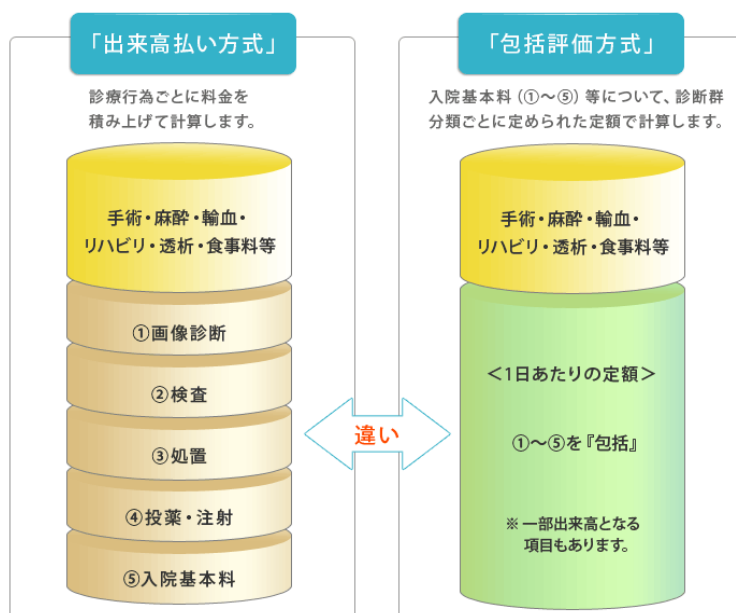
魚沼基幹病院は、診断群分類別包括評価（DPC）の対象病院です。

このため、平成30年4月1日から、入院医療費は厚生労働省の定める診断群分類別包括評価（DPC）方式での計算となっています。

出来高払い方式とは、入院医療費の計算方式が異なりますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点がございましたら、入退院窓口3番までお問い合わせください。

～こんなイメージです～



## 医療機関別包括評価（DPC）に関するQ&A

Q1. 「医療機関別包括評価」とは何ですか？

A1. 「医療機関別包括評価」とは、診療行為毎に料金を計算する従来の「出来高払い方式」とは異なり入院される患者さんの疾患、病状をもとに、手術などの診療の有無に応じて、あらかじめ定められた1日当たりの一定額を基本に医療費を計算します。

Q2. 全ての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

A2. この制度では、あらかじめ行われた調査で資料の整った約4,955の診断群分類が対象となります。患者さんの疾患と診療内容がこの診断群分類に該当すると主治医が判断した場合には、「医療機関別包括評価」により医療費を計算させていただきます。診断群分類に該当しない場合等は、出来高払い方式による医療費の計算となります。

Q3. 個室料金や食事代はどうなるのですか？

A3. 入院差額室料や食事療養費については、出来高払い方式と同じです。別途、自己負担金を申し受けます。

Q4. 医療費の支払い方法は変わるのですか？

A4. 基本的に月ごとの支払であること、一部負担金や高額療養費の取扱いは出来高払い方式と同じです。

ただし、入院後の病状経過や治療内容によって、請求額が変更になる場合があるため、退院月に前月までの支払いに対しての差額の調整等を行う場合があります。

Q5. 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A5. 出来高払い方式と同じで、毎月の自己負担額のうち一定額を超える額について高額療養費制度が適用されます。

Q6. 早く退院させられることはありませんか？

A6. 入院・退院の判断は医師が医学上の判断に基づいて行います。医療の必要があるにもかかわらず、早く退院をお願いすることはありません。